

# 北海道子どもの読書活動推進計画 〈第五次計画〉

2023年度～2027年度  
(令和5年度～令和9年度)

## 【素案】



北海道教育委員会

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景	1
2 国や道の動向	2
3 基本理念	3
4 計画の性格	3
5 計画の期間	3
6 推進状況の把握	3
7 計画の対象と各期の特徴	3
8 読書活動の対象	3
9 「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題	4
(1) 目標指標の進捗状況	4
(2) 成果	4
(3) 課題	5
10 計画の体系図	6
<b>第2章 子どもの読書活動推進のための方策</b>	<b>7</b>
1 <基本目標1> 社会全体での子どもの読書活動の推進	
(1) 【推進方策1-1】 家庭における読書活動の推進	7
(2) 【推進方策1-2】 地域における読書活動の推進	9
(3) 【推進方策1-3】 学校等における読書活動の推進	10
(4) <基本目標1>の目標指標	11
2 <基本目標2> 子どもの学びを支える読書環境の整備	
(1) 【推進方策2-1】 地域における読書環境の整備	12
(2) 【推進方策2-2】 学校等における読書環境の整備	13
(3) <基本目標2>の目標指標	14

1	図書館法-----	15
2	学校図書館法-----	20
3	子どもの読書活動の推進に関する法律-----	22
4	文字・活字文化振興法-----	24
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律-----	27
6	学校図書館図書標準-----	32
7	学校図書館ガイドライン-----	34

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨とその背景

国は、平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」\*1において、読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と基本理念を掲げ、社会全体でその推進を図っていく必要を示した上で、平成14年8月には、同法第8条第1項の規定に基づき、子どもの読書推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、おおむね5年ごとに新たな計画を策定しています。

近年、人口減少や少子高齢化の進行により、図書館の予算や職員の確保等、道内においても公立図書館\*2を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、情報化の進展や様々なメディアの発達・普及などを背景として、子どもの読書離れが指摘されており、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大による公立図書館や学校図書館の利用制限、新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境が急激に変化する中、国においては、GIGAスクール構想\*3により、児童生徒の1人1台端末のICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用や、公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携の推進を始めました。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）\*4の制定により、公立図書館等と並んで学校図書館でも、視覚障害者等が利用しやすいメディアの充実と、円滑な利用のための支援が行われるよう、地方自治体が必要な施策を講ずることとなりました。

北海道教育委員会（以下「道教委」といいます。）では、上記の法律及び計画に基づき、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定して以降、平成20年3月に、第二次計画である「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」、平成25年3月には、第三次計画である「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』」、平成30年3月に「北海道子どもの読書活動推進計画〈第四次計画〉」を策定し、北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきました。

第五次計画では、これまでの取組の成果と課題を明らかにするとともに、社会の変化や国の動向を踏まえて、新たな5か年の方向性を示し、社会全体で北海道の子ども読書活動の一層の推進を図るために計画を策定するものです。

---

### \*1 子どもの読書活動の推進に関する法律

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律

### \*2 公立図書館・市町村立図書館

公立図書館とは、図書館法第二条に基づき、条例により設置された図書館のこと。本道においては、市町村立図書館と北海道立図書館がある。本計画においては、市町村における公民館図書室等の図書館類似施設を含めて「公立図書館」「市町村立図書館」と表す。

### \*3 GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することを目指した文部科学省の施策

### \*4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律

## 2 国や道の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び道のこれまでの主な動向は、次のとおりです。

年月	国・道	内容
平成5年(1993年)3月	国	学校図書館図書標準* <sup>5</sup> 設定
平成12年(2000年)	国	子ども読書年
平成13年(2001年)12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律 公布・施行
平成14年(2002年)8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 策定
平成15年(2003年)11月	道	北海道子どもの読書活動推進計画 策定
平成17年(2005年)7月	国	文字・活字文化振興法 公布・施行
平成18年(2006年)12月	国	教育基本法 改正
平成19年(2007年)4月	国	学校図書館図書標準(特別支援学校) 改正
平成19年(2007年)6月	国	学校教育法 改正
平成20年(2008年)3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次) 策定
	道	北海道教育推進計画(第四次北海道教育長期総合計画) 策定
	道	北海道子どもの読書活動推進計画「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」(第二次計画) 策定
平成20年(2008年)8月	国	図書館法 改正
平成22年(2010年)	国	国民読書年
平成24年(2012年)12月	国	図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正
平成25年(2013年)3月	道	北海道子どもの読書活動推進計画「生きる力をはぐくむ北の読書プラン」(第三次計画) 策定
平成25年(2013年)5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次) 策定
平成26年(2014年)6月	国	学校図書館法 改正 [学校司書]
平成28年(2016年)10月	国	これからの学校図書館の整備充実について 報告
平成28年(2016年)11月	国	学校図書館の整備充実について 通知 [学校図書館ガイドライン* <sup>6</sup> 、学校司書モデルカリキュラム]
平成29年(2017年)3月	国	学習指導要領等 改訂(幼稚園・小学校・中学校)
平成29年(2017年)4月	国	学習指導要領 改訂(特別支援学校幼稚部・特別支援学校小学部・特別支援学校中学部)
平成30年(2018年)3月	国	学習指導要領 改訂(高等学校)
	国	子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次) 策定
	道	北海道子どもの読書活動推進計画(第四次計画) 策定
平成31年(2019年)2月	国	学習指導要領 改訂(特別支援学校高等部)
令和元年(2019年)6月	国	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法) 公布・施行
令和元年(2019年)12月	国	GIGAスクール構想の実現パッケージ 公表、GIGAスクール実現推進本部設置
令和3年(2021年)4月	道	地学協働* <sup>7</sup> 活動実証事業(CLASSプロジェクト) 開始
令和4年(2022年)1月	国	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」* <sup>8</sup> 策定

### **3 基本理念**

北海道の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

この計画における基本理念は、「第一次計画」から「第四次計画」までの趣旨を引き継ぐとともに、北海道の全ての子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を行うこととしています。

### **4 計画の性格**

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものであり、「北海道教育推進計画」における教育の各分野に関して策定する個別計画として、家庭・地域・学校等が、関係機関や団体等との緊密な連携と相互の協力によって、社会全体で北海道の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

### **5 計画の期間**

この計画の期間は、令和5年度（2023年）から令和9年度（2027年）までの5年間とします。

### **6 推進状況の把握**

この計画の推進状況については、北海道子ども読書活動推進会議\*<sup>9</sup>に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

### **7 計画の対象と各期の特徴**

この計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。

また、子どもの読書活動は、発達の段階に応じて取り組むことが重要であることから、この間を乳幼児期（本に出会う）、小学生期（本に親しむ）、中学生期（本から学ぶ）、高校生期（本と生きる）の、大きく4つの期間に分けて、各期における特徴に応じて推進します。

### **8 読書活動の対象**

本計画における「読書活動」の対象は、活字その他文字を用いて表現された図書などを言います。また、電子書籍を含む電子資料も該当します。

\*5 学校図書館図書標準

文部省（当時）が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの

\*6 学校図書館ガイドライン

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方について文部科学省が示したもの

## 9 「第四次計画」の進捗状況及び成果と課題

### (1) 目標指標の進捗状況（※令和4年度の調査結果により、記載内容を変更する見込み）

	指標	指標の概要	進捗状況		
			基準年度 (H27～29)	現状年度 (R1～3)	目標年度 (R4)
①	家庭での読書の状況	「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日どれくらいの時間、読書をしますか」の設問に対し、「10分以上」と回答した児童生徒の割合（%） <small>（出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」</small>	小 60.9 中 53.3 H29	小 57.6 中 48.8 R3	小 70 中 70
②	学校における一斉読書の取組状況	「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合（%） <small>（出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」</small>	小 96.2 中 92.4 H27	小 94.6 中 93.6 R1	小 100 中 100
③	読書が好きな児童生徒の割合	「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合（%） <small>（出典）文部科学省「全国学力・学習状況調査」</small>	小 74.4 中 74.0 H29	小 75.1 中 70.9 R1	小 80 中 80
④	市町村・公立図書館における子ども読書の啓発の実施状況	「子ども読書の日（4/23）」や「こどもの読書週間（4/23～5/12）」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数 <small>（出典）文部科学省「『子ども読書の日』に関する取組予定状況調査」</small>	161 H28	128 R3	179 全市町村
⑤	市町村における読書活動推進計画の策定状況	子ども読書活動推進計画を策定し、計画的に子どもの読書活動を推進している市町村数 <small>（出典）文部科学省「『子供読書活動推進計画』策定状況調査」</small>	127 H28	169 R4.3.31	179 全市町村
⑥	学校図書館図書整備の状況	学校図書館図書標準を達成している学校の割合（%） <small>（出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」</small>	小 35.2 中 38.0 特(小) 13.9 特(中) 2.8 H29	小 41.4 中 46.2 特(小) 17.6 特(中) 2.9 R2 ※札幌市を除く	小 70 中 60 特(小) 15.0 特(中) 5.0
⑦	学校司書の配置状況	学校司書を配置している学校の割合（%） <small>（出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」</small>	小 14.2 中 14.9 高 5.6 H28	小 34.4 中 23.4 高 4.7 R3 ※札幌市を除く	小 60 中 60 高 70
⑧	学校図書館における様々な人材との連携状況	公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合（%） <small>（出典）文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」</small>	小 83.7 中 73.5 高 28.9 特(小)16.7 特(中)16.7 特(高)12.0 H29	小 92.3 中 67.8 高 24.3 特(小)11.8 特(中) 8.8 特(高)14.6 R2 ※札幌市を除く	小 100 中 100 高 60 特(小)40 特(中)40 特(高)40

## (2) 成果 (※令和4年度の調査結果により、記載内容を変更する見込み)

- ・ 子ども読書活動推進計画については、9割を超える市町村において策定が進みました。道教委では、計画の策定や改定に対して、必要に応じて市町村教育委員会への情報提供などの支援を引き続き行っていきます。
- ・ 学校図書館図書標準については、目標値には届かないものの、すべての校種で改善の傾向が見られました。道教委では、市町村に対し、学校図書館図書整備等5か年計画による地方財政措置を活用した蔵書の更新を、引き続き働きかけていきます。
- ・ 学校司書については、小・中学校において配置が進みました。その一方で、高等学校においては、配置が進みませんでした。道教委では、市町村に対しては、学校図書館図書整備等5か年計画による地方財政措置を活用した学校司書の配置を、引き続き働きかけていくとともに、学校司書の資質向上を目指した「学校図書館担当者職員講習」を開催し、学校司書配置促進の環境整備を進めていきます。

## (3) 課題 (※令和4年度の調査結果により、記載内容を変更する見込み)

- ・ 家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合は、小・中学校ともに減少しています。平日1時間以上携帯式のゲームやスマートフォンのゲームを含むテレビゲームをする児童生徒の割合が増加傾向にあり、読書習慣の定着に向けた取組が必要です。
- ・ 「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合は、中学校が増加している一方で、小学校は減少しており、ブックトーク\*10やビブリオバトル\*11など、公立図書館や地域のボランティアと連携を図りながら、今後、様々な活動を取り入れることが必要です。
- ・ 読書が好きな児童生徒の割合は、小学校が増加している一方で、中学校は減少しており、引き続き、児童生徒が読書を楽しむことができるよう、地域が連携して、子どもの読書活動推進や環境整備に取り組むことが必要です。
- ・ 「子ども読書の日」等に事業を実施している市町村数は、コロナ禍の影響もあり減少しており、引き続き、子どもの読書活動推進の普及・啓発に努める必要があります。
- ・ 公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合は、小学校は増加しているものの、校種によっては減少が見られ、学校における読書活動を促進するため、公立図書館からの資料の借受けや、地域のボランティアなどと連携を進める必要があります。

### \*7 地学協働

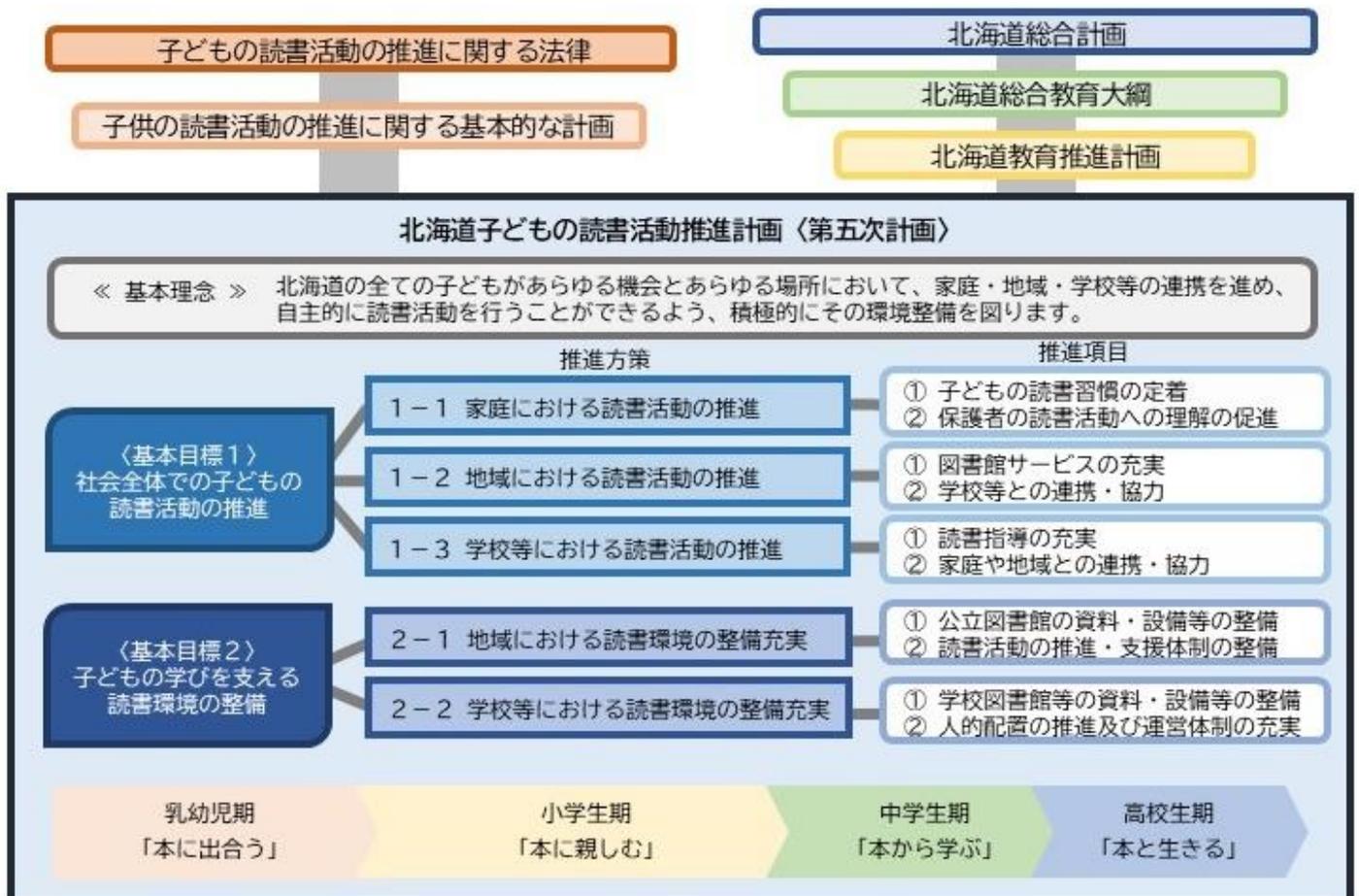
コミュニティ・スクール及び地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の一体的な展開を目指した道教委の施策

### \*8 学校図書館図書整備等5か年計画

公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的とした地方財政措置が講じられた文部科学省の計画

## 10 計画の体系図

この体系図は、本計画が法律に基づく国の計画と、北海道総合計画に基づいて策定された北海道総合教育大綱や北海道教育推進計画を踏まえて策定されているとともに、基本理念の下、家庭、地域、学校等が連携し社会全体で取り組む読書活動の推進と、地域や学校等における読書環境の整備の方向性の概要について示しています。



### \*9 北海道子ども読書活動推進会議

北海道における子どもの読書活動の推進状況に関する協議等を行い、子どもの読書活動の推進を図ることを目的とした社会教育関係者、学校教育関係者、民間団体の関係者から構成される道教委が開催する会議

### \*10 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動

### \*11 ビブリオバトル

読んで面白いと思った本について、1人5分でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたくなったかを投票で決める活動

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

本計画は、計画の体系を踏まえて、2つの「基本目標」と5つの「推進方策」を示し、それぞれに対応した目標指標を設定します。

### 1 〈基本目標1〉社会全体での子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で読書を推進する取組を進める必要があります。

そのためには、家庭、地域、学校等のそれぞれの役割を明確にするとともに、関係機関や団体等と連携し相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

#### (1)【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が意識して子どもの読書活動の機会の充実を図るとともに、読書習慣の定着に向けて、積極的に取り組んでいく必要があります。

特に、コロナ禍においては、図書館の利用が制限されたり、外出を控えたりするなど、家庭における読書のあり方は、一段と重要となりました。

このため、家庭においては、保護者が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」<sup>\*12</sup>に取り組むことにより、子どもの成長に応じて読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書に対する興味や関心を広げられるよう、子どもの読書活動を見守り、応援することが望まれます。

また、市町村においては、ブックスタート<sup>\*13</sup>などの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められており、市町村立図書館<sup>\*2</sup>においては、他の関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、保護者や家族で読書に親しむことができるような機会や場所を提供することが期待されます。

道教委では、北海道子ども読書応援団<sup>\*14</sup>の拡充や、ホームページやSNS等を活用した家読に関する情報発信により、家庭における読書の普及啓発に努めます。

---

#### \*12 家読

家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。道教委では、平成23年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。

#### \*13 ブックスタート

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃん絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業のこと

#### \*14 北海道子ども読書応援団

道教委が募集しているもので、ブックスタート事業や公立図書館、学校などにおける読み聞かせの活動など、市町村や学校が実施する子どもの読書活動を推進する取組をボランティアで支援する団体や個人が登録できる。

## [推進項目と具体的な取組]

### ① 子どもの読書習慣の定着

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		保護者による絵本や物語の読み聞かせ	家庭
2		家族で読み聞かせ会を楽しんだり、本を選んだりすること	
3	○	食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話したりすること	
4		家族が集まる部屋にミニ本箱を置くなど、読書に親しむ雰囲気をつくること	
5		読んだ本の書名、読んだ日や簡単な感想などを記録しておくこと (生活リズムチェックシート*15や読書通帳*16等の活用)	
6		工作や料理の本を親子で一緒に読んで実際に作ってみるなど、体験の機会と結び付けること	
7		保護者自身が、市町村が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと	

### ② 保護者の読書活動への理解の促進

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		ブックスタート事業やブックスタートに準じた事業の充実	市町村
2		多くの保護者が集まる機会を活用した、読み聞かせに関する講座等の実施	市町村教委 市町村立図書館
3		家族で文学を楽しめる催し等の実施	道立文学館
4	○	北海道子ども読書応援団などのボランティア団体や子育てサークルによる読書活動の促進	関係機関・団体 市町村教委
5		パンフレット、ホームページ、メールマガジン等による読書習慣定着に向けた普及・啓発や行事等に係る情報発信	市町村立図書館 道教委

#### \*15 生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。「すいみん表」の他、生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編がある。なお、それぞれ、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の3種類があり、道教委のホームページからダウンロードできる。

#### \*16 読書通帳

公立図書館で自分が借りた図書の書名等を記録しておくための小冊子。記帳機で印字するものや利用者自身が書き込むものなど形態は多様で、名称についても「読書ノート」「読書手帳」など様々なものがある。

## (2) 【推進方策1－2】 地域における読書活動の推進

市町村立図書館は、子どもが家庭や学校以外において、気軽に読書を楽しんだり、学習をしたりすることのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担っています。

これまで取り組んできた図書館サービス\*17の充実を効率的に図るとともに、関係機関やボランティア等と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所を提供することが必要です。また、情報と人を結びつけ、子どもから大人までの地域住民が交流できるまちづくりの拠点として地域の実態に応じた活用の場の創出が望まれます。

さらには、学校における調べ学習や探究活動へ図書館職員が支援を行うなど、学校や学校図書館との連携をさらに進めていくことが期待されています。

道教委においては、道立図書館による市町村立図書館への協力・助言等をとおして、子どもが読書に親しむきっかけづくりや読書習慣の定着に向けた取組の支援に努めます。

### 【推進項目と具体的な取組】

#### ① 図書館サービスの充実

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		読み聞かせやビブリオバトル等、子どもの読書への興味を広げる取組の実施	市町村立図書館
2		まちづくりの拠点として、子どもや大人をつなぐ交流の場の創出	
3		移動図書館等による学校や地域への巡回貸出し	
4		推薦図書を選定、普及	
5		読書に関するレファレンスサービス*18の実施	市町村立図書館 道立図書館
6	○	「子ども読書の日」*19や「こどもの読書週間」*20における事業の実施と情報の提供	
7		市町村立図書館等における子どもの読書推進や運営全般についての助言や情報提供	道教委 道立図書館

#### ② 学校等の連携・協力

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		図書館職員等の学校等への定期的な訪問や連絡会の実施による情報交流	市町村教委 市町村立図書館 道立図書館
2		児童生徒への読み聞かせやブックフェスティバル等、読書活動に関わる学校行事等の連携・協働による実施	
3	○	児童生徒の調べ学習や探究活動等の授業の支援	
4		学校図書館や学級文庫等への図書館資料の団体貸出し	市町村立図書館 道立図書館 ボランティア
5		子どもの読書活動に関する多様なボランティア活動の場の提供	
6		「放課後子供教室」*21や「放課後児童クラブ」等*22におけるボランティアによる読書活動の実施	市町村・市町村教委 地域学校協働本部*23

### (3) 【推進方策1－3】学校等における読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどをおして新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園・保育所等では、幼児が様々な本に触れる機会を増やすことが望まれます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、児童生徒が多くの語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に会おう読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動をおして学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や児童生徒の情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

国のGIGAスクール構想では、これまでの教育実践とICT教育のベストミックスを図ることが求められており、児童生徒の1人1台端末のICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用を進めていく必要があります。

道教委においては、学校図書館を効果的に活用している学校の事例を全道に普及・啓発することなどにより、学校等における読書活動推進の支援に努めます。

#### 【推進項目と具体的な取組】

##### ① 読書指導の充実

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		読み聞かせなどによる本に親しむ活動	幼稚園・保育所
2		教職員や保育士によるお薦めの本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定	
3	○	一斉読書や書評合戦（ビブリオバトル）等の読書を推進する取組の実施	学校
4	○	各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学校図書館の活用	
5		1人1台端末と学校図書館を活用した学習による情報活用能力を育成する活動	
6		各種指導計画等の教育課程への位置付けによる計画的・継続的な学校図書館の利活用	
7		読書感想文コンクールや読書感想発表会等の実施	
8		図書委員会や図書局等による児童生徒の自主的な読書活動	

##### ② 家庭や地域との連携・協力

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1	○	保護者やボランティア、公立図書館等との連携による読書活動	市町村立図書館
2		異年齢・異校種の交流による読書活動	幼稚園・保育所・学校
3		児童生徒や教職員の公立図書館の行事や読書ボランティア活動への参加	保護者・ボランティア
4		「学校図書館だより」等の発行や、ホームページや校内掲示などを活用した読書活動の啓発	幼稚園・保育所 学校

#### (4) 〈基本目標1〉の目標指標

	指標	指標の概要	基準年度の状況 (R2～3)	目標年度の状況 (R9)
①	市町村・公立図書館における啓発の実施状況	「子ども読書の日(4/23)」や「こどもの読書週間(4/23～5/12)」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村数  (出典) 読書運動推進協議会『「こどもの読書週間」行事報告』	128 R3	179 全市町村
②	授業における学校図書館の活用状況	授業で学校図書館を活用している学校の割合(%)  (出典) 文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 96.3% 中 91.4% 高 60.6% 特(小)61.7% 特(中)52.9% 特(高)55.1% R3	小 100% 中 100% 高 70% 特(小) 70% 特(中) 60% 特(高) 60%
③	学校図書館における様々な人材との連携状況	公立図書館や様々な人材と連携した取組を行っている学校の割合(%)  (出典) 文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 92.3% 中 67.8% 高 24.3% R2	小 100% 中 80% 高 50%

#### 【参考】北海道教育推進計画における基本目標1に関連する指標

	施策項目	指標	基準年度の状況 (R2～3)	目標年度の状況 (R9)
①	2-③	「北海道子ども読書応援団」に登録している読書ボランティアが実施する読み聞かせの回数		
②	4-④	一斉読書や書評合戦(ビブリオバトル)等読書を推進する取組を行っている学校の割合		
③	3-⑤	家や図書館で、普段、1日「10分以上」読書をすると回答した児童生徒の割合		
④	5-⑤	読書活動に関して地域と連携した取組を行っている特別支援学校の割合		

#### \*17 図書館サービス

図書館がサービス対象者の情報ニーズに合わせて提供するサービス全体。図書館で行われる図書の利用と情報の伝達にかかわる幅広いサービスを含む概念

#### \*18 レファレンスサービス

図書館などで、調べものの援助をする業務のこと。調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む。

#### \*19 子ども読書の日

4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)によって制定されたもの

## 2 〈基本目標2〉子どもの学びを支える読書環境の整備

北海道の全ての子どもが、どこに住んでいても、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることができる、望ましい読書環境づくりを進める必要があります。

そのためには、道、市町村、学校、関係機関・団体等が相互に連携したり、支援したりしながら、計画的に整備を進めることが重要です。

### (1) 【推進方策2-1】地域における読書環境の整備

市町村教委は、読書活動の中心的な役割を果たす市町村立図書館の整備・充実を図るとともに、関係機関・団体等とも相互に連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めることが重要であるため、子どもの読書活動推進計画を策定・公表し、計画的に取組を推進することが望まれます。

公立図書館では、利用者の利便性や図書館の運営やサービスの効率化の観点から、電子書籍の導入を進めることが望まれているとともに、将来的には、印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できるハイブリッド図書館を目指すことを視野に入れ、電子図書館の導入を検討していくことが必要です。また、視覚障害者等が利用しやすい点字図書、音声図書、拡大図書などのメディアの充実と、円滑な利用のための支援を行うことも必要です。

道教委においては、道立図書館での読書活動推進のための情報提供や人材育成の取組等をとおして、地域における読書環境整備の支援に努めます。

#### [推進項目と具体的な取組]

##### ① 公立図書館の資料・設備等の整備

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		絵本コーナー等の子どもの利用のためのスペースの確保	市町村立図書館
2		図書館資料、読書活動推進の参考となる資料の整備	市町村教委 市町村立図書館 道教委 道立図書館
3	○	電子書籍や点字図書、音声図書、拡大図書など、障がいのある子どもでも利用しやすいアクセシブルな書籍や設備の整備	
4		電子書籍を含む電子資料の利用促進	
5		インターネットを活用した予約貸出やレファレンスサービス等の利用促進	
6		地域内における蔵書管理システムの整備、ネットワーク化	
7		道内公立図書館の横断検索・相互貸借システムの整備	

##### ② 読書活動の推進・支援体制の整備

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1	○	子ども読書活動推進計画の策定、施策の実施、点検・評価及び改定	市町村教委 市町村立図書館 道教委 道立図書館
2		子ども読書活動推進計画のホームページへの掲載等による積極的な周知	
3	○	他の公立図書館や学校図書館との連携による資料の相互貸借	
4	○	図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施	
5		ボランティア団体における子どもの読書活動に関する研修や情報提供	

## (2)【推進方策2-2】学校等における読書環境の整備

幼稚園・保育所等においては、幼児が様々な本と出会うことのできる読書環境を整備することが望まれます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

そのため、学校図書館は、十分に機能を発揮することができるよう、学校図書館図書標準に沿った十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、地域ボランティアも含めた学校図書館に携わる人員の配置及び資質向上が求められます。また、児童生徒の1人1台端末の導入が進む中、1人1台端末と連携した学校図書館の積極的な活用が図られるよう、学校図書館のICT化の環境整備を、地域の実情に応じて計画的に進めていく必要があります。

道教委では、学校図書館等の読書環境の整備を担う、学校司書の資質向上を目指した講習を開催し、学校司書の配置促進に向けた人材育成等の支援に努めます。

### [推進項目と具体的な取組]

#### ① 学校図書館等の資料・設備等の整備

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		絵本コーナーの工夫・充実	幼稚園・保育所
2	○	学校図書館等の図書標準の達成に向けた図書の整備	市町村教委 道教委 学校
3		基準に基づく組織的・計画的な図書館資料の選定・廃棄・更新	
4		日本十進分類法（NDC）を原則とする図書館資料の整理、配架	
5		新聞の配備	
6		障がいのある児童生徒の状況に応じた機器及び資料の整備	
7		飛沫の拡散防止対策やグループ学習に適した机の配置など、協働的な学びを支える学習環境の整備	
8	○	蔵書のデータベース化の導入	
9	○	電子管理を活用した貸出・返却	
10	○	電子書籍の導入や1人1台端末との連携の検討	
11		地域参観日や行事などに合わせた地域住民への学校図書館の開放	

#### ② 人的配置の推進と運営体制の充実

	重点	具体的な取組	主体として期待される機関等
1		学校図書館運営に係るPDCAサイクルの確立、組織マネジメントの工夫	学校
2	○	司書教諭の役割等の理解促進	市町村教委 道教委
3	○	学校司書の配置促進	
4	○	図書館及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の実施	

### (3) 〈基本目標2〉の目標指標

	指標	指標の概要	基準年度の状況 (R2～3)	目標年度の状況 (R9)
①	公立図書館におけるアクセシブルな書籍等の導入状況	所管の公立図書館(室)において、障がいがあっても利用しやすい形式の書籍の導入やサービスの提供をしている市町村数  (出典) 北海道図書館振興協議会「北海道の図書館」	139 R3	179 全市町村
②	学校図書館における ICT 化の状況	学校図書館において、蔵書の電子管理や情報メディア機器の整備をしている学校の割合(%)  (出典) 文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 82.4% 中 78.8% 高 68.8% R2	小 90% 中 90% 高 80%
③	学校司書の配置状況	学校司書を配置している学校の割合(%)  (出典) 文部科学省・道教委「学校図書館の現状に関する調査」	小 34.4% 中 23.4% ※札幌市を除く R3	小 50% 中 50%

#### 【参考】北海道教育推進計画における基本目標2に関連する指標

	施策項目	指標	基準年度の状況 (R2～3)	目標年度の状況 (R9)
①	3-⑥	学校図書館図書標準を達成している学校の割合		
②	4-⑤	学校司書を配置していると回答した学校の割合		
③	20-⑥	公立図書館の来館者数		

#### \*20 こどもの読書週間

4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人(当時)読書推進運動協議会によって制定されたもの

#### \*21 放課後子供教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進

#### \*22 放課後児童クラブ

共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業

#### \*23 地域学校協働本部

幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

# 資料

## 1 図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

最終改正：平成二十三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附 則

### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したものの
  - イ 司書補の職
  - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
  - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

## 第二十二條 削除

第二十三條 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

## 第三章 私立図書館

### 第二十四條 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五條 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六條 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八條 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九條 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (略)

## 2 学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最終改正：平成二七年六月二四日法律第四六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質能力の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 (略)

### 3 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 4 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### (文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二十八日令和元年法律第四十九号)

文部科学省初等中等教育局長通知「学校図書館の整備充実について」より

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

#### (基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

#### (視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

#### (インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 6 学校図書館図書標準

(平成五年三月二九日付け文初小第 209 号)

文部省初等中等教育局長通知「『学校図書館図書標準』の設定について」より

改正：平成 19 年 4 月 2 日

- 一 「学校図書館図書標準」は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したものであること。
- 二 「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を設備するための所要の財源については、平成五年度を初年度とする五か年計画により地方交付税により措置される予定であること。(平成五年度地方交付税措置については別途通知すること。)
- 三 各学校においては、学校図書館の図書の整備状況や実情に応じ、計画的な図書の整備に努められたいこと。

(別紙)

### ア 小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

### イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 特別支援学校（小学部）

学級数	蔵書冊数	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1	2,400	2,400
2	2,600	2,520
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

エ 特別支援学校（中学部）

学級数	蔵書冊数	
	専ら視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校	視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校
1～2	4,800	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

## 7 学校図書館ガイドライン

(平成 28 年 11 月 29 日付け 28 文科初第 1172 号)

文部科学省初等中等教育局長通知「学校図書館の整備充実について」より

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。

### (1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。

- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

#### (5) 学校図書館における図書館資料

##### ① 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるように、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。

- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。
- ② 図書館資料の選定・提供
  - 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
  - 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
  - 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
  - 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。
- ③ 図書館資料の整理・配架
  - 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
  - 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
  - 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するよう配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
  - 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

#### ④ 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。
- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

#### (6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

#### (7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。